

議案第20号

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校評議員、学校運営協議会委員	年額 12,000円	〃
-----------------	------------	---

」を

「

学校運営協議会委員	年額 12,000円	〃
-----------	------------	---

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。